

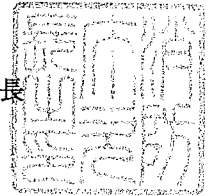


別添

消防予第38号
平成30年2月15日

一般社団法人 全国LPガス協会
会長 殿

消防庁次長



平成30年春季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「春季全国火災予防運動」について、本年度は平成30年3月1日から7日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。



<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当: 柏原 土肥

電話: 03-5253-7523

別添

平成 30 年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成 29 年度全国統一防火標語）

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

3 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から 3 月 7 日（水）までの 7 日間

4 火災予防の現況と取組の方向性

火災予防については、長年にわたり実施してきた全国火災予防運動をはじめとする各地の予防に係る取組等により、直近の 10 年間で火災件数及び死者数が約 3 割減少するなど一定の効果が見られるところである。今回の火災予防運動においては、より一層、火災の発生を防止し、火災による死者を減少させるために、引き続き、特定防火対象物等における防火管理体制・消防用設備等の維持管理などの指導による防火安全対策の徹底により、火災予防対策を推進する。

また、住宅火災についても同様に、直近の 10 年間でその件数は約 4 割、死者数は約 3 割減少している一方、建物火災による死者の約 9 割を占めるとともに、未だに毎年 1,000 人近くの死者が発生しており、その約 7 割を高齢者が占めている。このことから、住宅火災による高齢者を中心とする死者の発生を更に減少させることが、今後の火災予防において重要となるため、火気の適正な取扱いや住宅用火災警報器の設置・維持管理等の対策に係る指導をはじめとする住宅防火対策の徹底に重点を置き、火災予防対策を推進する。

（別紙 1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を参照）

5 重点目標

火災予防運動の実施に当たっての重点目標は次のとおり。これらの推進に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目については別表のとおり。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。なお、その取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目については別表のとおり。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
- (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- (5) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

別紙1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用、別紙2「平成30年全国山火事予防運動実施要綱」に定める山火事予防運動並びに別紙3「平成30年車両火災予防運動実施要綱」に定める車両火災予防運動との一体的な実施を含め、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

- (1) 消防庁の実施事項
 - ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
 - イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報
- (2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
 - イ 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報
- (3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼
 - イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
 - ウ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
 - エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施